

# 「税務システム等標準化検討会法人住民税ワーキングチーム（WT）」

## 第2回議事概要

日時：令和2年8月6日（木） 13：30～15：30

場所：WEB 開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

葛原 明子	東京都主税局課税部 法人課税指導課 法人事業税統括 課長代理
齋藤 学	浜松市財務部 市民税課 副主幹（代理出席）
萩之内 きよみ	神戸市行財政局税務部 法人税務課 法人市民税担当 係長
大塚 樹里子	前橋市財務部 市民税課 主任
佐々木 伸二	三鷹市 市民部市民税課税務管理係 主査
小林 佑輔	三条市 総務部税務課 係長
熊谷 亜由美	飯田市 総務部税務課諸税係 主査
近藤 直宏	豊橋市 財務部市民税課 主査
濱口 香織	南国市 税務課 課長補佐
本山 政志	埼玉県町村会 情報システム共同化推進室 室長
高澤 尚良	地方税共同機構 システム部運営管理グループ 課長補佐
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC） 企画部担当部長

（総務省）

田中 俊匡	総務省 自治税務局都道府県税課 理事官
原 敏博	総務省 自治税務局都道府県税課 直税第一係係長
渡邊 正敏	総務省 自治税務局都道府県税課 直税第二係事務官
小山 里沙	総務省 自治税務局企画課 電子化推進室課長補佐

### 【議事次第】

1. 仕様書たたき台各検討項目に関する説明
2. 質疑

### 【意見交換（概要）】

#### ■1.1.13. eLTAX 連携

- eLTAX 利用届データと基幹系システムの紐づけ管理に、利用者 ID を利用するケースと、納税者 ID を利用するケースがある。追加確認事項として、別途各構成員に確認を依頼する。

#### ■ 法人基本情報全般

- 経済産業省から地方公共団体の行政手続システムへのGビズID提供が開始されたが、地方自治体でGビズIDの管理を行う必要があるのであれば、将来的に法人住民税システム等で管理していくといった検討

も必要ではないか。

→ 確認の上で整理が必要であれば検討していきたい。

#### ■2.1.3. 申告書、納付書作成（一括処理）

○ 学校法人、社会福祉法人等の「地方税法施行令第7条の4ただし書該当法人」についても、法人基本情報を登録して、課税額0円で申告登録している。申告書を法人区分で抽出できる機能があれば当該機能がオプション機能でも問題ない。

#### ■2.1.7. 申告書、納付書作成（一括処理）

○ 利用者IDを基幹系システムに登録しているか否かに関わらず、eTAX利用者の有無が判別できて申告書発送対象者の設定ができれば問題ないため、「利用者IDの登録有法人」という仕様書たたき台の記載は修正する。

#### ■2.1.9. 申告書同封資料作成（一括処理）

○ 税理士宛に申告書を送付している構成員はいるか。

→ 市内税理士の場合は原則税理士宛に送付している。

→ 税理士マスタをメンテナンスしているか。また、マスタ登録されていない税理士を、法人基本情報で手入力することは可能か。

→ マスタのメンテナンスは網羅的にはしていない。マスタに無い税理士を、法人基本情報で手修正をすることは可能である。

→ 承知した。意見を踏まえて、税理士マスタ登録機能の取扱を検討する。

#### ■2.2.2. 重複管理

○ 申告調定後に期限内の訂正申告が提出された場合の運用を確認したい。

→ 期限内申告が複数回提出された場合は、後から提出された申告書を採用している。仮に5月末申告期限で4月に申告書が提出された場合は、5月に再提出された申告書を登録しようとしても4月調定された前回申告は取消処理ができないため、業務システム上には修正申告として登録して収納担当へその旨連絡を行っている。

○ 同様のケースにおいて、他の構成員ではどう運用しているか。

→ 再度申告書が出てきた場合、一度調定取消をするため更正減額入力をしている。その後に、再度確定申告を入れ直す。延滞金計算等を含めて、これまで運用上支障が生じたことはない。

→ 上記意見を踏まえて、再度質問事項を作成して構成員に質問を行う。

#### ■2.2.8. 申告入力（共通）

○ 納期限を法人住民税システムで任意に変更する必要はないが、新型コロナウイルスなどの対応として「災害等における申告期限の延長」登録機能が必要と考える。今日の新型コロナウイルス対応の場合、申告・納期限は法人住民税の申告書提出日になるため、延長区分と申告日が収納システムに連携されて、自動的に延滞金計算の基となる納期限の変更処理がなされることが望ましい。

→ 法人住民税システムとしての納期限変更処理ではない点、承知した。法人住民税システムの管理項目としては、「災害等による延長」が区分管理できれば問題ないと考えるが、収納WTでの考え方を別途確認

する。

■2.2.17. 申告入力（確定申告書）

- 見込納付を登録する機能を要望・実装されている構成員があるが、見込納付は確定申告書に記載される項目であり、法人住民税システムとして事前に登録する必要があるかは確認したい。
- 収納データを一括取込して法人住民税システムの見込納付情報を登録している。
- 承知した。見込納付に関するシステム登録の運用について、追加確認項目とする。

■2.2.22. 申告入力（修正確定申告書）

- 国税修正の情報をもとに、延滞金の除算期間や対象金額を計算している。これらが法人住民税システムで管理でき、収納システムへ連携できることが望ましい。
- 別途、追加確認項目を設けて、確認を依頼する。

■その他

- 申告書や届出が法令どおりに記載されなかったり、提出されていなかったりするケースも多いため、実務に支障がないよう、仕様書の記載にはある程度幅を持たせることも必要ではないか。
- 実務が回らなくなるといったことがないように、仕様書の記載方法については検討していきたい。

以上